

所得税の優遇措置について

学校法人別府大学への寄付は、寄付者自身の選択により、確定申告の際に「税額控除」又は「所得控除」のいずれか有利な寄付金控除を選択することができます。

「税額控除」については、寄付金の約40%を所得税額から控除することができます。この寄付金控除額の目安としては、次の寄付金控除比較表の「減税額の例」欄のとおりとなり、多くの場合、この「税額控除」を選択する方が有利となりますが、実際の確定申告に際しては、お近くの税務署又はご担当の税理士へご相談ください。

寄付金控除比較表

	税額控除	所得控除
優遇措置の内容・効果	所得税額から直接控除するため、既存の所得控除と比較して、ほとんどの寄付について減税効果が大きくなります。	課税前の所得金額から控除を行った後に税率を掛けて所得金額を算出します。所得金額に比して寄付金額が大きい場合には、税額控除より減税効果が大きくなります。
寄付金控除額	$(\text{寄付金額}(\ast 1) - 2,000\text{円}) \times 40\%(\ast 2)$	寄付金額 $(\ast 1) - 2,000\text{円}$
手続時期	確定申告時(翌年2月16日～3月15日)	
手続方法	寄付金控除に係る証明書(写)と寄付金額収証を確定申告書に添付して所轄税務署に提出してください。	
寄付金控除に係る証明書	税額控除に係る証明書 発行日から5年間有効です。	特定公益増進法人証明書 発行日から5年間有効です。
減税額の例	【例】課税される所得金額 $(\ast 3)$ が500万円の方が10万円を寄付した場合	
	$(10\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = 39,200\text{円}$ 減税額 <u>39,200円</u>	$(\text{課税される所得金額}(\ast 3) - \text{寄付金控除額}) \times \text{税率} = \text{所得税額}$ 寄付金控除額 $10\text{万円} - 2,000\text{円} = 98,000\text{円}$ 減税額 $98,000\text{円} \times 20\%(\text{注}) = \underline{19,600\text{円}}$ 所得税の税率については、平成24年所得税額表 $(\ast 4)$ を参考にしてください。 税率は、5%から40%まで6段階あります。

- 寄付金額収証は、所定の振込用紙でご入金いただいた場合、払込金受領証に金融機関の収納印があるものをもって、学校法人別府大学の寄付金額収証に代えさせていただきます。

※1・・・年間の寄付金合計額が年間の総所得金額等の40%を超える場合は、40%に相当する金額が限度額となります。

※2・・・寄付金控除額は、所得税額の25%が限度となります。

※3・・・課税される所得金額は、所得金額(給与所得者の場合は、給与収入－給与所得控除額をいう。)から所得控除額(社会保険料控除、扶養控除など)を控除した金額となります。

※4・・・平成24年所得税額表(平成24年4月1日現在法令等)

課税される所得金額(a)	税率(b)	控除額(c)
195万円以下	5%	0円
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	40%	2,796,000円

<所得税額の計算> $(a) \times (b) - (c) = \text{所得税額}$

(注)学校の入学に関する寄付金につきましては、寄付金控除の対象から除外されますので、ご注意ください。

お問合せ先

学校法人別府大学法人事務局財務部

〒874-8501 別府市北石垣82

Tel:0977-67-0101(受付時間 土日祝日を除く9:00~17:30)

Fax:0977-66-9696

e-mail:bekeiri.po.d-b.ne.jp